

【令和８年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
株式会社大林組	東京都 港区港南二丁目１５番２号	令和８年４月１７日から 令和８年５月１６日まで （１カ月）	別表第２第１０号 （不正又は不誠実 な行為）	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の工事において、令和６年１０月に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和８年３月２４日付けで、同社及び同社社員２名が鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。
前田建設工業株式会社	東京都 千代田区富士見二丁目１０番２号	令和８年７月２２日から 令和８年８月２１日まで （１カ月）	別表第２第１０号 （不正又は不誠実 な行為）	前田建設工業株式会社の社員は、令和元年９月に熊本県八代市が発注した工事の入札において、八代市議に依頼し、同社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけ、見返りに贈賄行為を行った。 なお、贈賄行為の公訴時効の期間（３年）が経過しており、同社社員の逮捕等を行われていない。
富士通Ｊａｐａｎ株式会社	神奈川県 川崎市幸区大宮町１番地５	令和８年７月２２日から 令和８年８月２１日まで （１カ月）	別表第２第１０号 （不正又は不誠実 な行為）	富士通Ｊａｐａｎ株式会社の元社員は、令和７年２月から同年３月までの間、当時勤務していた事務所等で親会社の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和８年５月１２日、不正競争防止法違反の疑いで埼玉県警に逮捕された。
株式会社竹中土木	東京都 江東区新砂一丁目１番１号 竹中セントラルビル	令和８年７月２３日から 令和８年８月２２日まで （１カ月）	別表第２第１０号 （不正又は不誠実 な行為）	株式会社竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他７橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の社員が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、同社の社員が令和８年６月１０日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

※入札参加停止期間中は、下請負についても禁止します。